

青森県産業用無人ヘリコプター協議会規約

(名 称)

第 1 条 本協議会は、青森県産業用無人ヘリコプター協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協議会の事務所は、公益社団法人青森県植物防疫協会内に置く。

(目 的)

第 3 条 本協議会は、産業用無人ヘリコプター（以下「無人ヘリ」という。）の利用の促進と安全運行の推進を図り、農業生産性の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 無人ヘリの利用の促進に関する事項
- (2) 機体の安全運行及び農薬等の適正使用の啓発、研修に関する事項
- (3) オペレーターの技能向上に関する事項
- (4) 会員相互の情報交換等に関する事項
- (5) その他本協議会の目的の達成に必要な事項

(会 員)

第 5 条 本協議会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 無人ヘリに関係する団体及び機体を所有する者で本協議会の趣旨に賛同する者。
- (2) 準会員 オペレーター技能認定取得者で本協議会の趣旨に賛同する者。
- (3) 賛助会員 農薬メーカーで本協議会の趣旨に賛同する者。

(入 会)

第 6 条 正会員、準会員又は賛助会員として本協議会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退 会)

第 7 条 正会員、準会員又は賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で届け出しなければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員、準会員又は賛助会員は、総会で定める会費を納入するものとする。

(役 員)

第 9 条 本協議会に次の役員を置く。なお、役員は総会において正会員の中から選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 5名 (会長, 副会長を含む)
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第 10 条 会長は、協議会を代表し業務を総括する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。理事は会務を審議し、監事は事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は2年とする。なお、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(業務の委託)

第 12 条 本協議会の業務の処理を、別に定める「委託契約書」により公益社団法人青森県植物防疫協会に委託する。

(顧 問)

第 13 条 本協議会は、役員会の推薦により顧問を置くことができる。

(幹事会・部会の設置)

第 14 条 本協議会に、幹事会、安全対策推進部会、オーナー部会及びオペレーター部会を置く。

- 2. 幹事会に代表幹事、部会に部会長及び副部会長を置く。

3. 幹事会及び部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(会 議)

第15条 会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は必要
なとき開催する。
3. 総会は正会員及び準会員の代表をもって構成し、規約の改廃、役員
の選任、事業及び会計に関する事項を審議決定する。
4. 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(経 費)

第16条 本協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第17条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと
する。

(附則)

1. この規約は、平成18年6月5日から施行する。
2. 設立当初の役員を選任は、第9条の定めにかかわらず別紙役員名簿の
通りとし、その任期は、第11条の定めによらず平成19年度に開催
する通常総会の日までとする。
3. 設立当初の事業年度は、第17条の定めにかかわらず設立総会の日か
ら平成19年3月31日までとする。
4. 第2条及び第12条の改正は、平成26年6月25日から実施し、平
成24年4月1日から適用する。